

上山市産業人材市内誘導奨励金

お問合せ先 上山市商工課 023-672-1111（内線181・183）

産業人材の市内居住を促す事業者へ奨励金を交付します

◆対象事業者

市内に本社又は事業所を持つ**中小企業または個人事業主**で、
次の(1)～(5)に該当する者

- (1) **建設業、製造業、情報サービス業、運送・倉庫業、卸売業、宿泊業、コールセンター業**を営む
- (2) 令和6年10月1日以降に**事業主都合の解雇を行っていない**
- (3) 対象労働者を**6か月以上雇用**している
- (4) 市税の未納がない
- (5) 令和6年10月1日以降に退職した40歳未満の従業員数が
規定の人数※に満たない（※右記QRコードより市HP参照）



◆対象労働者

○一般枠

- ①令和6年10月1日～令和7年9月30日の間に**雇用期間の定めのない雇用契約**を締結し、**パート又はアルバイトでない者**
- ②正社員として雇用された日時点の年齢が**40歳未満**の者
- ③申請日において**市内の本社又は事業所に勤務**する者
- ④申請日において**市内に住所を有する者**

○異動枠

- ①令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に**雇用期間の定めのない雇用契約**を締結し、**パート又はアルバイトでない者**
- ②正社員として雇用された日時点の年齢が**40歳未満**の者
- ③**令和6年10月1日～令和7年9月30日の間に市外の事業所からの異動等によって市内の本社又は事業所に勤務**することとなった者
- ④申請日において**市内に住所を有する者**

◆交付額

対象労働者1名につき**25万円**〈1事業者あたりの上限額100万円〉

◆申請・お問い合わせ先

上山市商工課企業誘致推進室 電話：023-672-1111（内線181,183）
メール：k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp